

性暴力対策アドバイザー派遣事業の事前打合せに係る今後の対応方針について

1 事前打合せの見直し案について（※下線は8月9日の専門委員会からの修正点）

(1) 全ての実施校を対象とした打合せ

(ア) 概要

- ・実施方法 : オンラインによる説明会
- ・説明者 : 生活安全課コーディネーター
- ・実施頻度 : 週1回を予定
- ・実施校参加者 : 担当教諭（従前どおり）

(イ) 説明内容

① 説明動画（事業説明編）の視聴

- ・事業の目的・事業計画
- ・講義のねらい
- ・到達目標
- ・使用テキスト
- ・講義前後に学校が実施すべき事項
- ・講義に当たってアドバイザーが意識していること

② 説明動画（講義説明編）の視聴

- ・授業の展開例
- ・使用テキスト及び事例選択について
- ・安全に講義を実施するために
- ・講義前後に学校が実施すべき事項

③ 動画（標準語版）の視聴【小学校高学年・中学校のみ】

④ コーディネーターの説明

- ・「チェックリスト」の記載方法等を説明
- ・特に講義対象の児童生徒の中に、性暴力の当事者等、要配慮児童生徒がいる場合や学校・学級が荒れているなどで落ち着いて学習する雰囲気には乏しいような場合には、アドバイザーを交えて当該児童生徒や学級・学校において指導する際への配慮事項等について打ち合わせるなどについて説明。

(ウ) 説明会后

- ・実施校からチェックリスト（問い合わせ事項を含む）を県に提出。
- ・生活安全課において、チェックリストを確認後、アドバイザーと共有。
- ・性暴力当事者がいるなど、アドバイザーとの調整が必要であると認められる実施校については、県・アドバイザー・学校との3者打合せを実施。

(2) 配慮校を対象とした打合せ

(ア) 概要

- ・実施方法 : オンラインによる打合せ
- ・実施時期 : チェックリスト提出後
- ・実施校参加者 : 担当教諭

(イ) 主な協議内容

- ・要配慮児童生徒の状況
- ・要配慮児童生徒等に対する受講時の確認・留意事項
- ・要配慮児童生徒等の対応案

2 スケジュール案

令和4年12月～ オンラインによる説明会を含む新たな事前打合せを試行
(※対象：3学期の実施校)

令和5年度 新たな事前打合せの本格実施

【事業スキーム図】

